広島県告示第五百八十五号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成十九年五月二十一日

広島県知事　藤　田　雄　山

上欄	
発起人の住所及び氏名	竹原市吉名町乙五〇六―二二番地 保手濱昭二 〃　忠海長浜一丁目八―三六 寄能　輝明 〃　高崎町一五九八番地 相田　義典 〃　吉名町五一二六―二番地 西村　武雄
加入区	芸南
法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	芸南漁業協同組合

下欄	
縦覧期間	平成一九年五月二一日～平成一九年六月四日
縦覧場所	芸南漁業協同組合